

重要事項説明書

事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ふたばケアメディカル
主たる事務所の所在地	〒131-0032 墨田区東向島 4-32-7 宇草ビル 101
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石井 徳雄
設立年月日	2015年12月26日
電話番号	03-6231-9248

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	FCM 東向島 （えふしーえむひがしむこうじま）	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒131-0032 墨田区東向島 5-3-3 東向島ステーションプラザ 306	
電話番号	03-6657-1304	
指定年月日・事業所番号	2024年8月1日指定	
代表者の氏名	石井 徳雄	
通常の実業の実施地域	墨田区	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画

を変更します。

- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	常勤(管理者兼務)1人、非常勤 1人

6. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	
連絡先（電話番号）	03-6657-1304

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	単位数 1級地	費用総額 (円)	説明等
居宅介護支援 (i) 要介護1又2	1,086	12,380	1月につき
居宅介護支援 (i) 要介護3、4又は5	1,411	16,085	
居宅介護支援 (ii) 要介護1又2	544	6,201	
居宅介護支援 (ii) 要介護3、4又は5	704	8,025	
居宅介護支援 (iii) 要介護1又2	326	3,716	
居宅介護支援 (iii) 要介護3、4又は5	422	4,810	

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

初回加算	300	3,420	1月につき
特定事業所加算 (I)	519	5,916	1月につき
特定事業所加算 (II)	421	4,799	
特定事業所加算 (III)	323	3,682	
特定事業所加算 (A)	114	1,299	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,425	1月につき

入院時情報連携加算 I	250	2,850	1月につき
入院時情報連携加算 II	200	2,280	
退院・退所加算 (I) イ	450	5,130	1回につき
退院・退所加算 (I) ロ	600	6,840	
退院・退所加算 (II) イ	600	6,840	
退院・退所加算 (II) ロ	750	8,550	
退院・退所加算 (III)	900	10,260	
通院時情報連携加算	50	570	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,280	月2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,560	1月につき

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	200単位 2280円
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×95/100	
同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×95/100	

(2) 支払い方法

上記の利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法

によりお支払いください。

なお、法定代理受領サービスである時は、利用料の自己負担はありません。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。当社指定の口座振替申込用紙に記入していただきます。引き落とし手数料は無料です。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。お振込手数料は利用者様負担でお願いします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 03-6657-1304 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	墨田区福祉保健部介護保険課給付・事業者担当	電話番号
	東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談窓口	03-5608-6544 03-6238-0177

10. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 1. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

1 2. 当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所が作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「7. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。